

提案された市の予算や条例について、8人の議員団は4つの委員会で審議しました。市民要求実現と公正で市民本位の立場で審議をおこない、提案された議案のうち5件について賛成し、「今年度当初予算案」と「国民保護計画関係条例2件」「勤労者住宅敷金貸付基金条例廃止」「介護保険条例・予算」について反対しました。

委員会での主張した意見や問題点の考え方、予算に対する評価などは次のとおりです。

- 議員団の「予算要望」・「各種団体や市民」から寄せられた  
いる要求に応えた施策で評価できる主な予算

# 「吹田市国民保護協議会条例」 「吹田市国民保護対策本部および 吹田市緊急対処事態対策本部に 関する条例」の制定についての意見

#### 戦争が前提となっている米軍協力法

今回の議案は、国民保護の名のもとに武力攻撃事態、すなわち戦争に自治体や市民を総動員する有事法制の具体化にはかなりません。

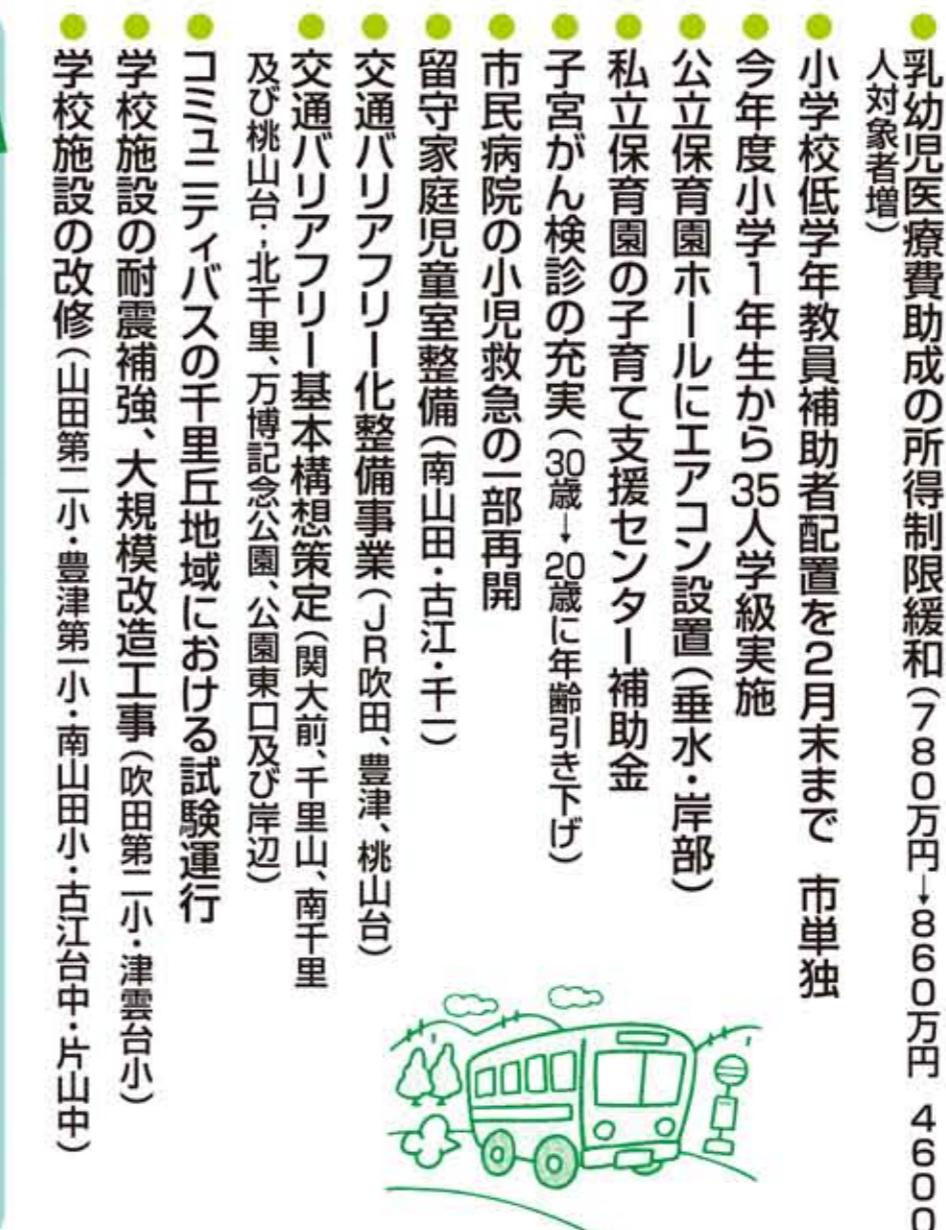
本議案の根柢となる国民保護法の中身で、日本に直接攻撃が及んでいない事態、つまり武力攻撃予測事態や米軍が先制攻撃戦争を行った場合でも発動されるとしていること。

#### 病院や学校などの公共施設や人も徴用

また、避難計画だけでなく、病院や学校、公民館など地方自治体の施設を米軍や自衛隊に提供したり、医療事業者、電気、輸送業者など指定公共機関ひいては一般市民まで動員する計画を求めていることなど、この法律自体が憲法違反であると考えます。

ミサイルや核兵器から保護は余りにも非現実的

また、非常に「非現実的想定」であり、対応に苦慮する自治体も多くありますし、政府自身も「作成する側の意見を尊重する」と述べざるをえない状況です。この国民保護計画は法定受託事務ですが、だから仕方がないという立場ではなく、憲法の平和原則、民主主義、基本的人権の尊重を守る立場でこの計画には参加すべきではないと考えます。非現実的想定への対策計画ではなく、自然災害など現実的な灾害への対策計画こそ強化・充実させるべきです。



今年度府下いっせいに、小学6年生と中学3年生に学力テストがおこなわれ同時に「学力等実態調査」をおこなうように府から各市に依頼が来ていますが、法的に同和行政が終了しているにもかかわらず、同和問題を口実にして旧同和地域に住んでいる児童生徒やその保護者の「住所データ」等を学校が市教育委員会をつうじて府教育委員会にとどけることは、旧同和地域に住む市民の人権を著しく犯すことになります。本市の教育行政が手を貸すことは到底認められるものではありません。



平成18年度 東部拠点整備事業の予算の概要		予算額(千円)※
		51,269
事業概要	吹田操車場跡地は、大阪都心部に近接した交通至便な立地条件にある貴重な市空間として、本市のみならず北大阪全体に貢献でき、また周辺にも寄与できる魅力的で個性あるまちづくりが求められており、ここを本市の東部の拠点と位置づけ「緑と水につつまれた健康・教育創生拠点」を基本に、快適な生活環境、都市機能を備えた近未来のまちづくりを実現するものである。	
内	1. 基盤整備等基本計画	21,400千円
	東部拠点のまちづくりを進めにあたり、都市基盤整備に係る基本計画審査の策定を行うことによる、導入機能や都市デザインの検討、また、事業手法の検討などをを行う。	
	① 東部拠点土地地区面整理事業基本計画委託業務	17,000千円
	② 導入機能の方針検討委託業務	4,400千円
内	2. 東部拠点土地地区面整理事業に係る環境影響評価業務	26,000千円
	東部拠点での基盤整備を計画するにあたり、本市環境影響評価条例に基づく環境影響評価を行う。	
内	平成18年度 平成19年度 平成20年度 合	26,000千円 30,000千円 9,000千円 65,000千円
		債務負担行為 H18～H20 年度額 39,000千円
内	3. 地下鉄8号線延伸に伴う基礎調査委託料	3,000千円
	大阪市営地下鉄8号線のJR岸辺駅までの延伸に向けた、基礎的な調査を行う。	
内	4. その他、事務経費等 一式	869千円

梅田貨物駅移転協定を強行し  
東部拠点整備事業と称して約90億円の大規模開発に着手

財政問題を理由に市民  
本位の事業を廃止削減



#### 介護保険条例改正 [第1号被保障者(65歳以上)の介護保険料]

平成15年度(2003年度)～平成17年度(2005年度) ➡ 平成18年度(2006年度)～平成20年度(2008年度)

第5段階 ➡ 第7段階

基準額 年額 38,613円 → 基準額 年額 49,536円  
月額 3,218円 月額 4,128円

平成15年度(2003年度)から平成17年度(2005年度)		平成18年度(2006年度)から平成20年度(2008年度)案	
所得段階	基準となる内容	所得段階	基準となる内容
(1)生活保護受給者または	19,307	(1)生活保護受給者または	24,768

平成15年度(2003年度)から平成17年度(2005年度)		平成18年度(2006年度)から平成20年度(2008年度)案		
所得段階	基準となる内容	1人当たり年額保険料	所得段階	基準となる内容
第1段階	(1)生活保護受給者または (2)本人を含めた世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	19,307 月額約 1,609	第1段階	(1)生活保護受給者または (2)本人を含めた世帯全員が市民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者
		28,960 月額約 2,413	第2段階	本人を含めた世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金収入の合計額が80万円以下
第3段階	本人は市民税非課税で、他の世帯員の中に市民税が課税されている人がいる	38,613 月額約 3,218	第3段階	本人を含めた世帯全員が市民税非課税で上記以外
		48,266 月額約 4,022	第4段階	本人は市民税非課税で、他の世带員の中に市民税が課税されている人がいる
第5段階	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が200万円未満	57,920 月額約 4,827	第6段階	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が500万円未満
			第7段階	本人が市民税を課税されていて、合計所得金額が500万円以上

問題点を指摘し、改善を求める主な予算や施策